

# 一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団

## 後援名義使用の承認に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が後援名義の使用を承認することに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、団体等が主催する事業について、財団がその趣旨に賛同し、「一般財団法人 中標津町文化スポーツ振興財団」または、「(一財) 中標津町文化スポーツ振興財団」の名義を使用させることをいう。

### (承認基準)

第3条 名義の使用は、次の各号に掲げる要件すべてを満たす場合に承認することができる。

- (1) 事業内容が明らかに町民の文化及びスポーツの普及振興に寄与するものであること。
- (2) 事業規模が町民の広範囲を対象とするもの、又は管内・全道・全国規模の大会であること。
- (3) 事業の実施にあたり参加者等から入場料、参加料等を徴収する場合は、事業に必要な経費の最小限の額であること。
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利事業の一環として行われる事業でないこと。
- (5) 主催者の存在が明確であること。
- (6) 開催又は開設の場所が公衆衛生及び災害防止等について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (7) 申請内容等を総合的に判断し、承認することが適当であると認められる事業であること。

### (申請)

第4条 後援の承認を受けようとする者は、後援名義使用承認申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 主催団体等の定款、規約等（以前に承認（提出）された団体等は、申し出により省略することができる。）
- (2) 事業の計画書、実施要項、開催要項等
- (3) 事業予算書（参加者から費用を徴収する場合）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

### (承認・不承認の通知)

第5条 理事長は前条による申請があったときは、速やかに申請内容を審査して、承認の可否を決定し、後援名義使用承認・不承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (承認の取消し)

第6条 後援の承認を受けた団体等が、次の各号の一に該当した場合には、当該事業に係る承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第3条の基準を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 公序良俗等に反する行為等があったとき。
- (4) 財団の付した条件に違反したとき。

2 理事長は、前条の規定により後援の承認を取り消した場合は、後援名義使用承認取消通知書（別記第3号様式）により通知しなければならない。

**(事業報告)**

第7条 後援事業終了後は、次に掲げる書類を添えて理事長に事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 事業終了報告書、事業決算書
- (2) その他理事長が必要と認める書類

**(委任)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。